

一般論文投稿規程

平成 21 年 3 月

地域安全学会 研究発表会実行委員会

1. 一般論文投稿分野

地域社会の安全問題、解決策についての横断的な幅広い分野の研究・技術・実務などを論ずるもの、あるいは具体的な提言に関するもの。

2. 投稿者

論文の筆頭著者は、地域安全学会会員に限り、研究発表会において発表し、かつ討議に参加しなければならない。

3. 投稿先

地域安全学会研究発表会実行委員会の宛先とする。

4. 発表方法

一般論文の発表方法は、「口頭発表」(春季)、または「ポスター発表」(秋季)のみによる。筆頭著者(発表者)1人につき、1演題に限るものとする。

5. 投稿手続き

5-1 投稿期限：投稿期限は、年2回開催する地域安全学会研究発表会に先だって会告する。

5-2 投稿原稿の内容：投稿原稿は、同一会期内で開催される研究発表会で発表する査読論文とは異なるものとする。同一テーマのもとでのシリーズ発表は受け付けない。

5-3 使用言語：投稿論文に使用可能な言語は、和文または英文でなければならない。

5-4 提出原稿の様式：投稿者は、期日までに「地域安全学会梗概集」に登載するための「印刷用オリジナル原稿」を地域安全学会研究発表会実行委員会事務局まで提出しなければならない。提出原稿は、「一般論文執筆要領」によるものとし、図・表・写真を含め、オフセット印刷用の版下原稿、及びCDの原稿とするため、本文・図・表・写真は鮮明なものとし、カラーは使用しない。

6. 著作権

6-1 著者は掲載された論文等の「著作権」を本会に委託する。

6-2 著者が自らの用途のために自分の掲載論文等を使用することについて制限はない。なお、論文等をそのまま他の著作物に転載する場合にはその旨を明記する。

6-3 掲載された論文等の編集著作権、出版権は本会に帰属する。

6-4 第三者から本会に対して、論文等の翻訳、図表の転載の許諾要請があった場合、著者に通知し許諾を求める。ただし既に本会会員として所属せず、連絡不能な場合はこの限りでない。

6-5 著者は、本会または本会が許諾した者の利用に伴う変形については「同一性保持権」を行使しないものとする。

6-6 論文等の内容が第三者の著作権を侵害するなど、第三者に損害を与えた場合は著者がその責を負う。

6-7 論文等の著作権の使用に関して本会に対価の支払いがあった場合は、本会会計に繰り入れて、学会活動に有効に活用する。